

亀山市告示第 6 4 号

幼児教育・保育の無償化に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

幼児教育・保育の無償化に伴う関係告示の整理に関する告示

(亀山市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱の一部改正)

第 1 条 亀山市民間保育所等一時預かり事業補助金交付要綱（平成 1 9 年亀山市告示第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定者」及び「支給認定児童」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(亀山市認定こども園時間外保育事業実施要綱の一部改正)

第 2 条 亀山市認定こども園時間外保育事業実施要綱（平成 2 8 年亀山市告示第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(亀山市認定こども園一時預かり事業実施要綱の一部改正)

第 3 条 亀山市認定こども園一時預かり事業実施要綱（平成 2 8 年亀山市告示第 9 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この告示は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。